

環境マネジメント
マニュアル

(初 版)

2015 年 7 月 1 日制定

学校法人須磨浦学園

目 次

	頁
1. 学校概要	2
2. 目的及び適用範囲	2
2.1 制定の目的	2
2.2 適用範囲	2
3. KEMS 要求事項	2
3.1 一般要求事項	2
3.2 環境宣言	2
3.3 計画	4
3.3.1 環境影響項目	4
3.3.2 法的及びその他の要求事項	5
3.3.3 環境改善目標及び改善計画	6
3.4 実行	6
3.4.1 体制と責任	6
3.4.2 文書	6
3.4.3 活動	6
3.5 点検	9
3.5.1 確認	9
3.5.2 順守評価	9
3.5.3 修正と予防	9
3.6 最高責任者による評価	9
(付表1) 環境改善計画書兼進捗管理書	10
(付表2) 環境学習カリキュラム	14
改訂履歴表	15

1. 学校概要

- ① 学校名等 学校法人須磨浦学園（須磨浦小学校、須磨浦幼稚園）
- ② 所在地 神戸市須磨区千守町2丁目1番13号
- ③ 学園長等 学園長 山本 義和（校長 山本 義和、園長 玉井英夫）
- ④ 教職員数 26名（小学校19名、幼稚園7名）
- ⑤ 児童数等 172名（児童数149名、園児数23名）
- ⑥ 敷地面積 6,398平方メートル
- ⑦ 校舎延床面積 3,196平方メートル
- ⑧ 主な付帯施設 給食室
- ⑨ 学校施設内の常駐委託業者 給食室（株式会社ウオクニ）
- ⑩ 沿革 1902年（明治35年）10月：須磨浦尋常小学校開校
1918年（大正7年）12月：須磨浦尋常小学校付属幼稚園開園
1951年（昭和26年）3月：学校法人須磨浦学園に組織変更
1956年（昭和31年）12月：全校舎改築
1969年（昭和44年）3月：体育館竣工
1981年（昭和56年）12月：幼稚園棟竣工
1983年（昭和58年）2月：体育館暖房工事完了
1992年（平成4年）9月：多目的教室、図書室増築
1997年（平成9年）1月：コンピュータールーム開設
2002年（平成14年）4月：全教室にエアコン設置完了
2011年（平成23年）9月：耐震補強改修工事完了

2. 目的及び適用範囲

2.1 制定の目的

- (1) 学校法人須磨浦学園（以下「本校」という。）が構築する神戸環境マネジメントシステム（以下「KEMS」という。）規格・ステップ1の要求事項に適合する環境マネジメントシステムを包括的に記述する文書とする。
- (2) 本校内の活動推進のための指示・説明・教育資料とする。
- (3) 審査登録機関への提出・説明資料とする。

2.2 適用範囲

本校の全ての教育・学習活動に適用する。

ただし、本校の敷地内に常駐する委託業者は適用を除外するが、常駐委託業者の社員には本校教職員に準じた環境改善活動への協力を要請する。

3. KEMS 要求事項

3.1 一般要求事項

本校は、教育・学習活動が環境に及ぼす影響を確認し、環境宣言及び環境改善目標を設定し、KEMS規格・ステップ1に適合する環境マネジメントシステムを構築し、実行する。

3.2 環境宣言

最高責任者は、本校の教育・学習活動が環境に及ぼす影響に関し、継続的な環境マネジメント活動を行うため、次のとおり環境宣言を制定する。

環 境 宣 言

基本理念

学校法人須磨浦学園は、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、本学園の教育方針である「体」「徳」「知」を踏まえて、環境教育・学習の推進に取り組むとともに、持続可能な社会を目指して、教職員・児童・園児が協力して環境負荷の低減と、より良い環境づくりに努力します。

方 針

学校法人須磨浦学園は、全ての教育・学習活動の中で、環境にやさしい児童・園児の育成に努めるとともに、学校運営の際に生じる環境負荷の低減を図ります。そのために、次の方針に基づき、環境マネジメント活動を推進して地球環境との調和を目指します。

- 1 本学園の教育・学習活動等に係わる環境影響を常に認識し、環境汚染の予防を推進するとともに、環境マネジメント活動の継続的改善を図ります。
- 2 本学園の教育・学習活動等に係わる環境関連の法的及びその他の要求事項を順守します。
- 3 本学園の教育・学習活動等に係わる環境影響のうち、次の項目を環境管理重点テーマとして取り組みます。
 - 3.1 環境保全の推進
 - (1) 電力使用量の削減
 - (2) ガス使用量の削減
 - (3) 水道水使用量の削減
 - (4) 事務用紙使用量の削減
 - 3.2 環境教育・学習の推進
 - (1) 各学年の教育・学習活動の立案・実施
 - 3.3 環境自主活動の推進
 - (1) ごみの削減
 - (2) 給食残食の低減
 - (3) 生き物や自然を守る活動
 - (4) 校内の美化及び本校周辺の清掃
- 4 一人ひとりが環境負荷低減のための活動を積極的に実行できるように、この環境宣言を全教職員・児童・園児に周知するとともに、保護者や地域住民等校外へも公表します。
- 5 神戸市の環境改善活動に積極的に参画します。

上記の方針達成のために、目標を設定し、定期的に見直し、環境マネジメント活動を推進します。

制定日 2015年7月1日

学校法人須磨浦学園

学園長 山本 義和 印

3.3 計画

3.3.1 環境影響項目

本校の教育・学習活動における環境影響項目のうち、環境に著しい影響を及ぼすと考えられるもの又はその可能性のある項目を特定するため、環境影響評価を行い、特定された著しい環境影響項目は環境改善目標の設定時に確実に考慮することにより、継続的改善に結び付ける。

この環境影響評価の手順を次のとおり定める。

環境影響評価は、定期的に年1回（8月）実施するとともに、施設変更などの評価対象の環境影響項目に変更がある場合に、定期評価と同一手順で臨時的に行うことにより「著しい環境影響項目」を最新の状態で維持できるようにする。

(1) 環境影響評価

環境影響評価は「学校用環境影響評価チェックリスト」に基づき実施する。

① 環境影響項目の調査

本校の教育・学習活動における環境影響項目を調査する。

まず、「環境活動項目チェックリスト」で該当する活動項目を明確にし、該当する活動項目について、「環境実態把握リスト」で実態把握を行う。

② 環境影響の評価

環境影響を発生させる項目について、通常時の状態において、「環境取組状況チェックリスト」によって取組状況を評価し、その結果を「環境影響評価リスト」を用いて環境影響評価を実施する。

(2) 著しい環境影響項目

環境影響評価した結果に基づき、著しい環境影響項目を特定する。本校の著しい環境影響項目を【表-1】に示す。

【表-1】 「著しい環境影響項目」

環境への影響	区分	著しい環境影響項目	主な設備・装置・物質等
有害	投入	電力の使用	冷暖房機、照明、OA機器
		都市ガスの使用	調理、暖房用ボイラー（体育館）
		水道水の使用	トイレ、手洗い、調理用水
		紙の使用	事務用紙
	排出	一般廃棄物の排出	紙ごみ、調理くず、残飯
		産業廃棄物の排出	廃油、廃プラスチック、机・椅子等什器類、金属くず
		騒音・振動の発生	送風機（暖房用ボイラー）
有益	教育	汚水の排出	生活廃水、調理廃水、実験廃水
		環境教育・学習	カリキュラムの編成
	自主活動	リサイクル・緑化・飼育	
	啓発活動	地域清掃活動	学校周辺
グリーン調達	エコ製品購入	事務用品	

3.3.2 法的及びその他の要求事項

本校の教育・学習活動に適用される環境に関する法的及びその他の要求事項の内容を特定し、環境影響項目特定の判断基準にも使用する。

(1) 法的及びその他の要求事項の調査

環境管理責任者は、本校の教育・学習活動における環境影響項目に適用を受ける法的及びその他の要求事項を「学校用環境関連法令チェックリスト」を利用して調査し、本校のどのような環境影響項目に適用されているか、その関連も明確にする。

本校の「法的及びその他の要求事項の概要」を【表－２】に示す。

(2) 維持管理

作成された「法的及びその他の要求事項の概要」は、法規制等に変更が生じた時や本校の環境影響項目に変更が生じた時などに見直しを行うことにより、最新の状態を維持する。

(3) 周知

特定された「法的及びその他の要求事項の概要」を作成・改訂の都度、関係者に周知する。

【表－２】 法的及びその他の要求事項の概要

区分	名称	要求事項	環境影響項目	管理部門
環境保全	騒音規制法	体育館暖房用送風機の設置届出	送風機	環境管理責任者
水質	下水道法	・油分管理 ・pH管理	生活廃水、調理廃水、実験廃水	給食業者 理科主任
廃棄物	廃棄物処理法	・一般廃棄物の適正な保管及び管理	紙ごみ、生ごみ	環境管理責任者
		・産業廃棄物置場の保管基準の順守 ・産業廃棄物の委託契約の締結 ・産業廃棄物マニフェストの交付・回収 ・マニフェスト交付状況報告書の提出	廃油、廃プラスチック、机・椅子等什器類、金属くず	
	神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例	減量計画書の作成、提出 (延床面積3,000㎡以上)	一般廃棄物	環境管理責任者
リサイクル	家電リサイクル法	買替、廃棄等業者引渡し時リサイクル料の支払	冷暖房機、テレビ、冷蔵庫、洗濯機	環境管理責任者
	資源有効利用促進法	廃棄時の適正処理	パソコン	環境管理責任者
化学物質	PCB特別措置法	PCB廃棄物の保管届出、処分規制	PCB廃棄物	環境管理責任者
	毒物及び劇物取締法	・盗難、漏洩防止 ・容器への表示 ・保管施設の表示	塩酸、硝酸銀、水酸化カリウム、水酸化ナトリウム、他	理科主任
危険物	消防法	・防火設備、用具の定期点検 ・届出、表示板、消火器の設置	消火器、煙感知器	環境管理責任者
地球環境	フロン排出抑制法	・回収依頼書の交付と引取証明書の受領・保管 ・機器の点検と記録 ・フロン漏えい時の適切な対処	冷暖房機 冷凍・冷蔵庫	環境管理責任者

3.3.3 環境改善目標及び改善計画

環境改善目標を設定し、それを記載した環境改善計画書を作成する。

(1) 環境改善目標

本校の環境宣言を具体化し環境改善活動を継続的に向上させるために、環境宣言と整合し、可能な限り数値化し、数値化できない場合でも到達点を明確にした改善目標を設定する。

なお、目標は、最高責任者が次の事項を考慮した上で設定する。

- ① 法的及びその他の要求事項の順守
- ② 環境に著しい影響を及ぼす項目
- ③ 汚染の予防に関する約束
- ④ 技術的、経済的制約から実現の可能性
- ⑤ 利害関係者の見解（教育委員会、他校、地域住民、保護者等）

(2) 環境改善計画

環境管理責任者は、環境改善目標を達成するために、「環境改善計画書兼進捗管理書」（付表1）及び「環境学習カリキュラム」（付表2）を作成して進捗を管理する。

なお、環境改善計画書には次の内容を含むものとする。

- ① 目標を達成するための進捗を管理する実行責任者の明示
- ② 目標を達成するための具体的施策と日程を示す
- ③ 環境改善計画書で目標に対する実績が確認できる

計画を実行する段階で何らかの変更があった場合は、その都度改訂する。

3.4 実行

3.4.1 体制と責任

最高責任者は、本校の環境マネジメント組織を明確にし、全員に周知徹底することにより、効果的に環境マネジメントが行われるようにする。

本校の環境マネジメント組織図を【図-1】、役割・責任・権限を【表-3】に示す。

3.4.2 文書

KEMS規格・ステップ1の要求事項及び事項間の関連性をこの「環境マネジメントマニュアル」に記載する。

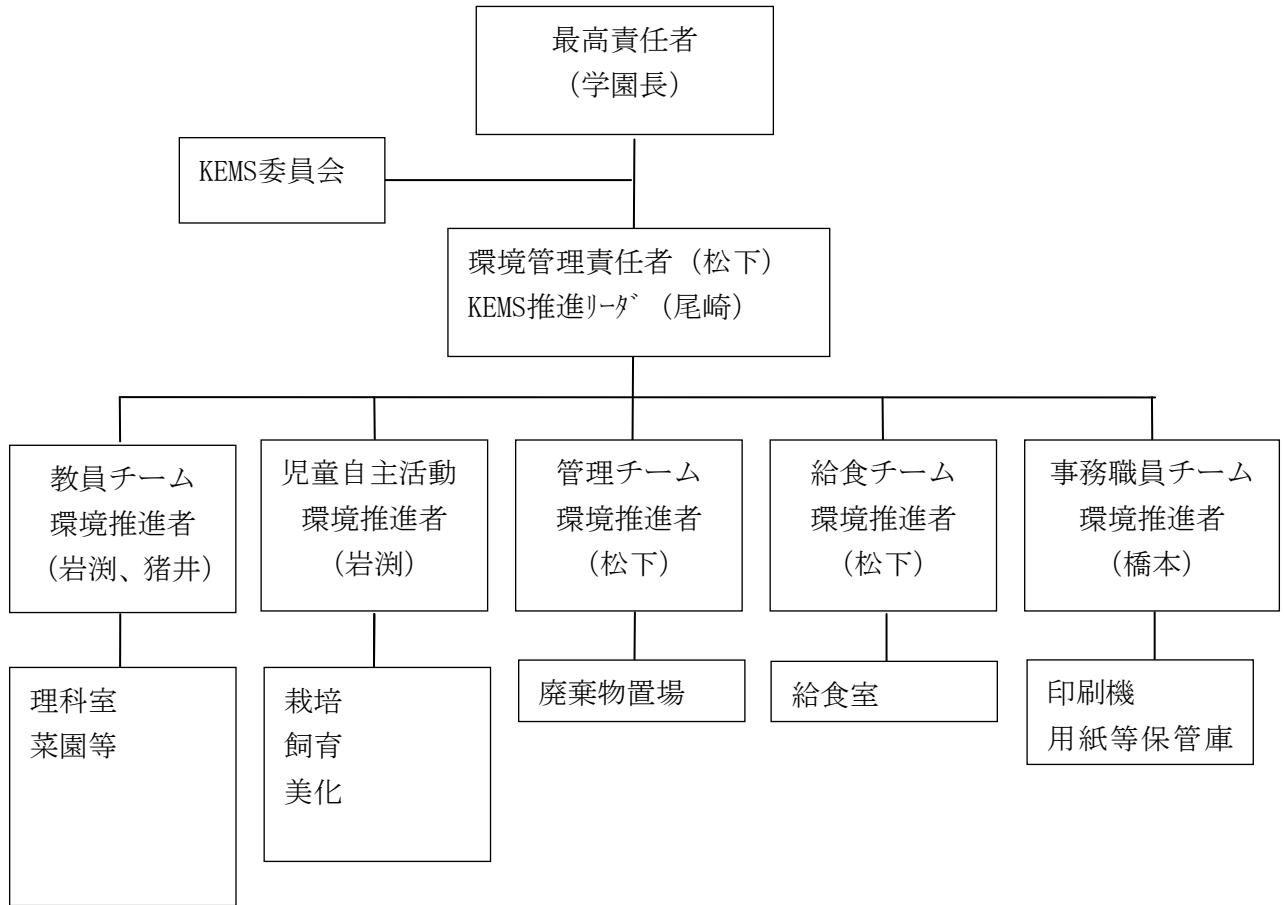
環境マネジメントマニュアルの制定・発行・維持・管理について、次に定める。

- ① 制定、改訂及び廃止の起案 → 環境管理責任者
- ② 制定、改訂及び廃止の審議 → KEMS委員会
- ③ 制定、改訂及び廃止の承認 → 最高責任者（学園長）
- ④ 見直し（年1回以上） → 環境管理責任者
- ⑤ 登録、配付、改訂、廃止及び撤去の業務 → 環境管理責任者
- ⑥ 原本保管 → 環境管理責任者

3.4.3 活動

環境宣言、環境改善目標及び改善計画を達成するための活動を実施する。

【図-1】環境マネジメント組織図



【表－3】役割・責任・権限

組 織	責 任 者	主な業務内容及び責任と権限
全 学 園	最高責任者 (学園長)	①本校環境マネジメントの最高責任 ②環境管理責任者の任命及び環境マネジメント組織の明確化 ③環境宣言の制定、環境改善目標及び環境改善計画の承認 ④環境マネジメントシステムの見直し ⑤「環境マネジメントマニュアル」及び「関連文書類」の承認 ⑥最高責任者による評価の実施
	環境管理責任者 (松下)	①KEMS規格・ステップ1の要求事項に適合した環境マネジメントシステムの確立、実施、維持 ②「環境マネジメントマニュアル」及び「関連文書類」の立案、登録、配付、改訂及び廃止、原本保管 ③環境改善計画の立案と実施 ④環境改善計画の進捗状況の確認評価と修正の指示・管理 ⑤環境マネジメントシステム実績等の最高責任者への報告 ⑥環境影響項目管理の実務 ⑦環境関係の法的及びその他の要求事項の調査及び順守、届出の実務 ⑧環境施設の管理 ⑨公害防止の管理（水質、大気、騒音、振動、悪臭、廃棄物等） ⑩修正と予防処置の管理 ⑪廃棄物処理業者への関連手順、及び要求事項の伝達 ⑫環境学習の総括
	KEMS推進リーダー (尾崎)	環境管理責任者の補佐
KEMS委員会	環境管理責任者 (松下)	①KEMS委員会は最高責任者に委嘱された委員が務める。最高責任者は必要に応じて参加する。開催は原則月1回とする。 ②環境改善活動を推進するための最高審議・決議機関 ③環境マネジメントマニュアル・規定類の審議 ④環境改善目標・環境改善計画書を審議し成案とする ⑤環境改善計画の進捗状況の審議
教員チーム	環境推進者 (岩淵、猪井)	①チーム環境影響項目の抽出 ②チーム環境改善計画の進捗確認と修正の実施 ③理科室、菜園等の施設管理
児童自主活動	環境推進者 (岩淵)	①児童自主活動に係る環境影響項目の抽出 ②児童自主活動に係る環境改善計画の進捗確認と修正の実施 ③栽培、飼育、美化の活動
事務職員チーム	環境推進者 (橋本)	①チーム環境影響項目の抽出 ②チーム環境改善計画の進捗確認と修正の実施 ③事務用品、什器、印刷機の管理
給食チーム	環境推進者 (松下)	①チーム環境影響項目の抽出 ②チーム環境改善計画の進捗確認と修正の実施 ③給食室の管理（廃水、廃油、調理品、廃棄物等）
管理チーム	環境推進者 (松下)	①チーム環境影響項目の抽出 ②チーム環境改善計画の進捗確認と修正の実施 ③廃棄物置場、エネルギーの管理

3.5 点検

環境活動の有効性を保証するために、環境改善計画の進捗状況及び適用を受ける法的及びその他の要求事項の順守状況を定期的に確認し評価する。

3.5.1 確認

環境管理責任者は「環境改善計画書兼進捗管理書」を作成し、月次で適合性評価基準により適合性を評価し、記録する。

3.5.2 順守評価

適用を受ける法的及びその他の要求事項の順守状況を定期的に監視・評価するために、業務点検を実施し、「法的及びその他の要求事項の順守状況チェック表」に記載し、記録する。

3.5.3 修正と予防

- (1) 環境改善計画の進捗に対して不適合が発生した場合又は発生が予想される場合、責任者を定めて修正又は予防を実行し、「環境改善計画書兼進捗管理書」の「環境管理責任者の確認評価欄」に記録する。
- (2) 適用を受ける法的及びその他の要求事項の順守に対して不適合が発生した場合又は発生が予想される場合、責任者を定めて修正又は予防を実行し、「最高責任者評価記録」に記録する。

3.6 最高責任者による評価

最高責任者は、必要な情報を収集し、定期的に環境マネジメントシステム全体を見直す。これにより環境マネジメントシステムが適切、妥当、かつ有効であることを評価する。

(1) 評価

最高責任者は、環境マネジメントシステムが、ステップ1規格の要求事項に対して、継続的に適切、妥当、かつ有効であることを確実にするため、年度末に評価を実行する。

最高責任者による評価は、次の情報を基に実行する。

- ①法的及びその他の要求事項の順守評価結果
- ②環境改善活動の進捗状況
- ③法規制等の周辺動向（新規法規制や規制強化の動き、これに伴う条例化や行政指導等の動向）
- ④関連する利害関係者（教育委員会、他校、地域住民、保護者等）の関心事
- ⑤前回の評価の結果
- ⑥その他、最高責任者が必要と判断した情報

(2) 評価結果の記録

最高責任者による評価結果は、「最高責任者評価記録」としてまとめ、環境宣言・環境改善目標・環境マネジメントシステムのその他の活動に関して変更の必要性を明確にし、あらゆる決定及び処置を環境管理責任者に指示する。

(3) 改善と変更

「最高責任者評価記録」に基づき、修正、改善及び変更の処置を取る。